

名古屋市障害者スポーツセンターにおける
障害者就労実習支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の就労能力の向上及び就労促進を図るため、名古屋市障害者スポーツセンター（以下「センター」という。）において実施する障害者の就労実習支援に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業内容)

第2条 障害者の就労に向けての実習及び就労適性の評価等を行う事業（以下「就労実習事業」という。）について、当該事業と施設の管理・運営業務が円滑に遂行されるように、業務の相互の調整や、施設内での実習場所の設定等を行い、就労実習事業を支援する事業（以下「就労実習支援事業」という。）を行う。

(実施場所)

第3条 就労実習支援事業の実施場所はセンターの2階ロビー調理室周辺及びセンターの管理・運営に支障の無い範囲で施設管理者が使用を認める場所とする。

2 前項の施設管理者が使用を認める場所については、期間を限って使用を認めることができる。

(実施方法)

第4条 就労実習支援事業は、名古屋市障害者スポーツセンターの指定管理者において指定管理業務の一環として実施する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は平成21年7月1日から施行する。